

消費者ネット ニュース

No. 3

2005.5.9

■「広島県の消費生活条例・消費者行政はこう変わる」

意見交換会 開催 岡村信秀(事務局長)



◀ 広島県
環境生活部
吉村部長



▲ 挨拶に立つ吉富理事長

広島県の新しい消費生活条例「広島県民の消費生活の安定と向上を促進する条例」が4月1日に施行されたことを受け、4月19日(火)に「広島県の消費生活条例・消費者行政はこう変わる」意見交換会を開催しました。

この意見交換会は、改正された条例がより実効性あるものにしていくために、消費者が条例をよく知り、消費者被害防止に活かしていこうという趣旨で開催したもので、行政・消費者ネット広島・消費者団体などから44名が参加し、熱心な意見交換や討論が行われました。

意見交換会では、はじめに主催者を代表して「NPO消費者ネット広島」の吉富理事長が、条例が改正されたことを機会に県と県内自治体、消費者団体がパートナーシップを築き、広島県における消費者の権利確立を大きく進めたいと挨拶しました。つづいて私(岡村)から条例改正にいたる消費者ネット広島の取り組みを紹介するとともに、新しい条例を実際に活用して消費者被害を防止することの重要性を強調しました。

つづいて、広島県消費生活審議会委員の中原律子さん(当ネット理事)が「広島県における今後の消費者行政のあり方について」(2004年12月15日答申)の検討経過について報告しまし

た。また改正条例には「基本計画」の明記がなされなかったことに触れ、今後の運用で検討していくよう要望しました。

広島県からは環境生活部吉村部長と環境生活部消費生活室結城室長が条例改正の背景となった消費者を取り巻く社会環境の変化、条例の大綱、主な改正点について説明を行いました。その中では、消費者の権利が条例に明記されたこと、消費者の権利侵害に関する知事への申出制度が創設されたことや、消費者が自ら学び自立することで初めて消費者の安全安心が確保されることなど、条例が想定するこれからの消費者像についても示されました。

意見交換では、参加者から、県や県内の市や町がより一層消費者相談を充実させること、より相談しやすい窓口づくりを行なうこと、改正条例を県内で実効性のあるものにするため県として行動計画を策定すべきこと、知事への申し出の方法をできるだけ簡易にすべきだ、などの要望が出されました。また福山市の消費者から、福山市消費生活センターとの連携で2回にわたり学習会を開催した事例も報告されました。

今後については、広島県の消費者行政の充実強化と合わせ、各市町においても自治体と消費者との懇談や意見交換会を開催し、安心して暮らせるコミュニティづくりのため“よってたかって”推進していきたいと考えます。

目次:

「広島県の消費生活条例・消費者行政はこう変わる」意見交換会開催 1

広島市消費生活センター
移転問題について 2

総会のご案内 2

消費者団体訴訟制度検討委員会 3

「わたしにもわかる!消費者団体訴訟制度のはなし」講師坂東俊矢さん 3

特定商取引に関する法律(特商法)
改正のポイント 4

みんなの力で消費者の権利を育てよう

特定非営利活動法人

NPO消費者ネット広島

〒730-0014 広島市中区上幟町2-45(長井法律事務所内)
TEL 082 (223) 3786 FAX 082 (223) 3787
◆郵便振替: 広島01370-6-8204

ホームページもご覧ください

http://www.d1.dion.ne.jp/~mim_san/nethiroshima/

■広島市消費生活センター移転問題について 長井貴義 (理事)

1. 最初に広島市消費生活センターの移転の情報を聞いたのは、今年はじめの消費者ネットの理事会だった。このときは、7月から市役所北庁舎（中区役所）に移転するというのが既定路線であるかのような話だった。市役所に移転すれば賃借料などの年間2400万円の経費節減になるということで、財政難の広島市にはおいしい話なのだろう。
2. 広島市のセンターは、多くの方がご存じだと思うが、アクアセンター街（バスセンターの上）という市の中心部にある。聞くとところによると、30年ほど前に市にセンターができたときから、ここにあるのだという。このような人の行き来の多い場所にセンターが設置されているからこそ、そこを通りかかる人が消費者被害の情報を目にし、相談にも気軽に訪れることができるものである。しかし、市役所の庁舎内に移転すると、現在のように土日は一般に開放ができないことから面接の相談はできず、土曜日の電話相談だけになってしまうとのことであった。
3. このような消費者行政の後退は許せないと思い、筆者が移転反対の意見書案を作成し、消費者ネットと弁護士会に提案したところ、弁護士会が理解を示し、「広島市における消費者行政のさらなる拡充を求める要請書」を採択した。なお、当ネットからは質問書を提出した。弁護士会の記者会見の結果、中国新聞が興味を示し、3月2日付で記事が掲載された。
4. さらに、この記事に興味を示した「テレビ宣言」（広島テレビ）がこの問題を取り上げることとなり、筆者の事務所に3月7日（月）の午前中に取材に来ることとなった。このことを広島テレビのスタッフが市センターの人に話したため、センターの所長が「マスコミに話される前に何とかしなければいけない」と思ったのか、3月4日（金）の夕方急遽当事務所にやってきた。「財政難の折、相談員増という成果を勝ち取った。一方を伸

ばせば他方を引っ込めるざるを得ないという関係をご理解いただきたい。」と言われたが、現在の消費者被害の多様化からすれば、消費者行政はプラスマイナス0で収めるのではなく、さらに拡充すべきと説明した。

5. 3月7日は、午前中にはテレビ宣言の取材があり（渡辺由恵さんが筆者の事務所に来ました）、夕方には、市民局長とセンターの所長が弁護士会を訪れ、弁護士会の中田（憲）消費者委員会担当副会長・我妻消費者委員会委員長と筆者とが対応した。市側は移転への理解を求めたものの、弁護士会側はこれに応じることなく、会談は平行線をたどった。
6. こうしていろいろと動いてはみたものの、結局は市議会で可決されてしまえばそれまでであり、事が好転するかは大いに不安だった。

しかし、市議会議員からは、この問題を委員会で多くの会派が取り上げるとの情報があり、実際に3月17日付の中国新聞の記事によると、市議会の特別予算委員会では、委員からの懸念が相次いだとのことであった。

その結果、移転案は否決された（市議会議員からの情報によると賛成3反対55の圧倒的大差だったとのことである）。翌日の新聞では、「原爆資料館の無料化否決」「介護保険料の引き上げ幅圧縮」などといった内容が大きく報道され、あまり目立った報道はされなかった。

7. 移転が否決され、他方相談員は増員されたため、万事落着かに思える。しかし、今回の問題で、市の消費者行政に対する体質が明らかとなったわけで、今年度の条例制定に対しても、きちんとした対応をしていかなければいけないと思う。さらに、弁護との関係でいえば、市センターでの弁護士の法律相談がなくなってしまうっており、これを元どおり土曜日に開催することができるのかといった問題も残っている。これからも広島市の消費者行政に対しては厳しい目を光らせていかなければならない。

■総会のご案内

◇タイムテーブル:

14:00～14:30 「NPO消費者ネット広島」第3回総会

14:30～15:30 学習会「消費者を狙った犯罪の現状とその対応策」

講師 広島県警察本部生活安全部生活安全企画課「減らそう犯罪」情報官 井本雅之さん

参加費:500円(会員は無料(当日は新規加入も受付けます))

◇日 時:2005年6月4日(土) 14:00～15:30

◇場 所:広島弁護士会館5F ◇会費納入にご協力ください。

■消費者団体訴訟制度検討委員会

廣島敦隆（副理事長）

現在（4／15）、国民生活審議会消費者政策部会の上記委員会において審議が佳境に入っています。

消費者契約法の議論と同様に消費者サイドに立った委員と事業者サイドに立つ委員との間で激しい応酬がされています。

以下2、3論点につき紹介します。

a 適格団体の要件

生協について、事務局は特定の者の利益擁護を目的とするからと除外する方針を示し、これに対し長野委員は、生協は現実には消費者全体のための活動を行っていると批判された。又、弁護士も事業者からの独立性の観点から役員から排除すべきかどうか問題とされた。これに対しては、坂東委員が本制度は消費者に新たな広がりを持たせるものである。専門家が消費者団体の中に入り、訴訟の公正さを担保する。そうした専門家が積極的に関与できる仕組みをつくるべきであると批判された。

b 消費者団体の外部監査

事業者委員からその必要性が強調されたが、委員の多数から費用負担等から反対意見が出ました。

c 管轄裁判所

被告の普通裁判籍の所在地とするのが適当でないかとの提案に対して、長野委員は、不当行為が行なわれた地もしくはおそれのある地も含むべきと批判されこれと同趣旨の意見が多くありました。

d 判決の援用制度

援用制度は消費者全体のための団体訴訟制度を本来の利益帰属主体である消費者個人に還元する唯一の制度であり、争って負けた事業者が文句を言う筋合いではないとの三木委員の発言に同感である。

委員会は6月中旬には最終報告とりまとめの予定であるが、経過を注目し最終報告に対しては当ネットとして積極的意見を述べる必要があると思います。

さもないと当ネットが適格団体から排除され設立目的を達せられないおそれがあるからです。

■「わたしにもわかる！消費者団体訴訟度のはなし」報告

講 師：坂東俊矢さん

正岡尚子(事務局)



▲ 坂東俊矢さん



▲ 講演に聞き入る23名の参加者

生活レベルでの目に見える社会変化（高齢化・国際化・情報化等）と消費者被害の激増、学生・消費者の意識調査等のデータをもとに、「誠実な企業が報われる公正な市場のための社会装置」が必要という見方から、「消費者基本法」改正や消費者の権利を生かすための「消費者団体訴訟制度」の検討の論点についてパワーポイント資料でわかりやすくご講演いただきました。

継続的で社会的に意味ある制度として機能させるためには幅広い議論と具体的提案が不可欠、誠実な企業が報われる市場でなければならない、などと締めくくられ、参加者からは訴訟をおこす消費者団体の経費問題、情報支援の仕組みづくりの必要性など積極的な意見が交わされました。

2月5日（土）、広島市消費生活センター研修室に講師坂東俊矢さん（京都産業大学大学院法務研究科教授、消費者ネット関西副理事長、国民生活審議会消費者政策部会 消費者団体訴訟制度検討委員）をお招きし、講演会「消費者基本法の成立と消費者団体訴訟制度の導入について」を開催しました。

■特定商取引に関する法律(特商法)改正のポイント

《 平成16年11月11日施行 》 岡本みどり (理事)

特商法は、訪問販売、通信販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引(マルチ商法)、特定継続的役務提供(エステ、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室結婚紹介サービス)、業務提供誘引販売取引(内職商法・モニター商法)についてのルールを定めている法律です。

1. 事業者のこんな行為が禁止されました。

◎勧誘に先立って、その相手に対し、事業者の氏名、名称、契約の締結について勧誘をする目的であること、商品等の種類を明らかにしないこと。違反すると⇒改善指示、業務停止命令

(事例)

・訪問販売：

「床下、配水管を無料点検する」などといって訪問し点検後、床下換気扇や調湿剤、補強工事を勧誘する。

・電話勧誘：「健康に関するアンケートに答えてほしい」などと電話をかけ、アンケート後、健康食品、健康器具、浄水器などを販売する。

・連鎖販売取引(マルチ商法)：

「すごくいい話がある」「すばらしい人を紹介する」「いいアルバイトがある」などといって組織への入会を誘い、後になって健康食品や浄水器などを勧誘する。

・業務提供誘引(内職・モニター商法)：

「簡単な仕事で高収入になる内職をしませんか」などと仕事の斡旋であるかのような電話をかけ、そのためにはパソコン講座の受講が必要だと勧誘する。

◎契約の締結について勧誘をするためのものであることを告げずに営業所等に誘い込むこと。

違反すると⇒6ヶ月以下の懲役または100万円以下の罰金またはそれらの併用

(事例)

・キャッチセールス：

「無料で肌の診断をしてあげましょう」などと路上で呼び止め、事務所に誘って化粧品やエステなどの契約を勧誘する。

・アポイントメントセールス：

「プレゼント進呈」「あなたに特典当選」などと、電話やメール、郵便などで呼び出し、事務所などでアクセサリーや会員権などの契約を勧誘する。

・SF商法(催眠商法)：「無料で日用品をプレゼントする」などと近所の会場に誘い、そこで布団や健康器具などを販売する。

2. 消費者はこんなことができるようになりました。

◎クーリングオフ期間の延長

クーリングオフの期間を過ぎてもその事業者が改めて「クーリングオフできる」事を記載した書面を交付するまではクーリングオフ期間が延長されます。

(事例)クーリングオフの妨害をされた：

・契約時に「特別割引価格だからクーリングオフはできない」などと説明された。

・解約を申し出たら工事が終了していると言われた。「使用した布団は返品できない」などと断られた。

・または「一度契約したことを断るとは無責任だ」などと強い口調で責められたなど。

◎契約の取り消し

事業者からウソの説明を受けたり、事業者の故意により重要なことを知らされないで契約した場合にはその契約を取り消すことができます。

(事例)

不実告知：

・中途解約の制度や会社の買い取り制度がないにもかかわらず「いつでも解約できる」「不要になったら会社が買い取る」等の説明を受け信用して契約した。

重要事項の故意の不告知：

・床下換気扇販売業者が、家の広さなどからして3台で十分であるのに適正設置台数について何も告げずに10台の設置契約を勧められた。消費者が適正台数は10台であると認識して契約した。

◎マルチ商法加入者の中途解約権の保障、返品制度
マルチ商法組織に入会した消費者は、クーリングオフ期間(20日間)を過ぎても、中途解約や退会ができます。また、一定の条件を満たせば商品を返品し、購入代金の90%を返してもらうことができます。